

総会

配布：一般

2012年2月29日

第66会期

議事日程議題 69(a)

総会採択決議

[第三委員会報告書に基づいて (A/66/462/Add.1)]

66/149. 世界ダウン症の日

総会は、

2005年世界サミット成果文書¹および国際連合ミレニアム宣言²、並びに経済的、社会的および関連する分野における、国際連合の主要な会議やサミットを想起し、

障害者が、尊厳を確実とし、自助努力を促し、また地域社会における個人の積極的な参加と、他の者と平等にあらゆる人権および基本的自由の完全な享受を促す状況において、また、締約国が、障害者に関して社会全体での認識を向上するための迅速な、効果的そして適切な措置を採用することにより、障害者が十分かつ適切な生活を享受する、障害者の権利に関する条約³をまた想起し、

全ての障害者のあらゆる人権および基本的自由の完全な実現を確実としました促進することは、国際的に合意された開発目標の達成にとって必要不可欠であることを確認し、

ダウン症は、人間の体の状態の一部である、自然に発生する染色体の配列であり、地球の全ての地域に存在し、学習方法、身体的特徴あるいは健康における変異性の効果を一般的に引き起こすことを確認し、

医療ケア、早期の対応計画および包括的な教育や適切な研究への十分なアクセスは、個人の成長と発展にとって、極めて重大であることを想起し、

¹ 決議 60/1 を参照。

² 決議 55/2 を参照。

³ 国際連合、条約集、Vol.2515, No.44910.

地域共同体の福祉および多様性の促進者としての知的障害を持つ個人の、生まれながらの尊厳、価値あるそして貴重な貢献、並びに、自らの選択を行う自由を含む、彼らの個人の自律性と独立の重要性を確認し、

1. 2012年より、毎年3月21日を世界ダウン症の日として遵守することを決定する；

2. 全ての加盟国、国際連合システムの関連機関および他の国際機構並びに非政府組織と民間部門を含む市民社会に対して、ダウン症の一般的な認識を向上させるために適切な方法で、世界ダウン症の日を遵守することを招請する；

3. 加盟国に対して、ダウン症の個人に関して、家族のレベルを含む社会全体で認識を向上させるための措置を取ることを奨励する。

4. 事務総長に対して、全ての加盟国および国際連合機関の注意を本決議に向けさせることを要請する。

第89本会期
2011年12月19日